

尾張旭市監査公表第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和8年6月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

公の施設の指定管理者監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定による監査のうち、本市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該公の施設の管理に係るものに係るもの）

3 監査の対象

(1) 尾張旭市立稲葉保育園（以下「稲葉保育園」という。）の指定管理者である学校法人菊武学園の令和6年度及び令和7年度における当該施設の管理に係る出納その他の事務の執行

(2) (1)の施設の所管課（こども子育て部保育課）の当該施設に係る事務の執行

4 監査の着眼点

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

5 監査の実施内容

令和8年4月24日から同年6月26日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料や帳簿等関係書類を確認するとともに、学校法人菊武学園及びこども子育て部保育課の職員から説明を求めることにより実施した。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 学校法人菊武学園に係るもの

ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

指定管理者は、毎会計年度の終了後30日以内に法第244条の2第7項に規定する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない（尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年尾張旭市条例

第27号)第8条)とされているところ、同法人は令和7年度の事業報告書を令和8年4月30日までに提出していなかった。

法令等に則した手続を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの(取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。)

(ア) 管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)及び指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)によれば、指定管理者が業務で使用する備品は、Ⅰ種(市が指定管理者に無償で貸与しているもの)とⅡ種(指定管理者が任意により自己の費用により購入又は調達したもの)に分けられている。また、指定管理者は、市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努め、物品のうち備品については、備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動について随時、市長に報告しなければならない。

そこで、基本協定書に添付しているⅠ種備品台帳について確認すると、同法人が管理している台帳と差異があった。

さらに確認すると、元のⅠ種備品台帳にはⅡ種備品が誤って記載されており、また、同法人が管理する台帳はこの誤記載のⅡ種備品を新たに上書きしており、その結果同じ備品番号のものが複数存在する状態となっていた。

また、同法人は、Ⅱ種備品台帳も管理していたが、Ⅱ種備品台帳に記載すべきものがⅠ種備品台帳にあるなど、記載誤りが見られた。

基本協定書及び仕様書に則した業務を実施されたい。

(イ) 仕様書において、業務に係る文書は文書目録を作成し保管することとされているところ、同法人は、同目録を作成していなかった。

仕様書に則した業務を実施されたい。

(ウ) 仕様書において、施設修繕等施設管理に係る業務を実施した場合は、業務完了書の作成を行うこととされているところ、同法人は、事前協議が必要とされている1件につき10万円以上のものに限った同書の作成としていた。

仕様書に則した業務を実施されたい。

(2) こども子育て部保育課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

尾張旭市物品管理規則(平成25年尾張旭市規則第3号)第23条の規定により、毎年1回、使用中の物品及び備品台帳について検査をしなければならない。

この点、本業務に係り指定管理者に貸与した備品については、毎年、指定管理者が点検し、同課が照合しているとのことであった。

(1)イ(ア)にあるように、基本協定書に添付の台帳と指定管理者が管理する台帳で差異があり、台帳に記載誤りがあることやⅠ種備品とⅡ種備品が混在していることを確認した。このことは、同課の照合の事務手続が不十分であることを表している。

指定管理者とともに備品台帳を改めて整理し、物品管理事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

法第244条の2第8項に規定される利用料金は、同条第9項の規定により、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとされている。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

この点、稲葉保育園に係る利用料金（尾張旭市特別保育の実施に関する条例（平成18年尾張旭市条例第43号）第5条第1項に規定する特別保育料）は、市として公益上必要があると認め同条例第6条第1項でその金額を具体的に定めているにもかかわらず、基本協定書には、特別保育料は指定管理者が同条例に規定する金額の範囲内において定め、その決定及び改定については、事前に市の承諾を受けるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする旨規定していた。

基本協定書は、実態に即したものとされたい。